

取引業者の皆様へ

上田女子短期大学は、公的研究費等の不正使用に対応し、不正使用が起きない、起こさない環境づくりに取り組んでいます。

本学の不正使用防止対策について、ご理解とご協力をお願いします。

1 公的研究費等の不正使用とは

本学教職員からの依頼により、実態を伴わない虚偽の書類を作成し（架空取引、品名替等）、実体があったものとして大学へ提出して、不正に研究費を支出させることです。

2 公的研究費等の不正使用に係る通報窓口

本学の教職員から架空発注や虚偽の書類作成等、不正と思われる取引の要請等があった場合は、引き受けず、本学学生支援課へご相談、もしくは通報をお願いします。通報により不利益な取り扱いを受けることはありません。

【通報窓口】

上田女子短期大学学生支援課

住所：〒386-1214 長野県上田市下之郷乙 620

電話：0268-38-2352 Fax0268-38-7315

（電話受付時間：平日 9：00～16：00）

E-mail：kyomu@uedawjc.ac.jp

3 不正行為に対する処分

不正の内容に応じて、悪質な場合は取引を停止することがあります。

4 誓約書の提出について

物品購入、請負等に関して、前年度の取引が10回以上又は100万円を超える場合、当年度に取引を行う際に、別紙の誓約書の提出を求めます。